# 令和３年度財政援助団体等監査の指摘事項の措置状況（地方自治法第199条第14項）

## １　財政援助団体

### (1) 一般社団法人登米市観光物産協会

| 所管課 | 指摘事項 | 措置状況 |
|---|---|---|
| まちづくり推進部<br>観光シティ<br>プロモーション課 | 補助金交付申請書の受理から支出まで１カ月半を要していた。団体の活動に支障をきたすことがないよう、遅滞なく処理されたい。 | 令和４年度においては、令和４年４月１日付けで交付申請書を受理し、同月15日に支出しており、今後においても手続の迅速な事務処理に努める。 |

### (2) 登米市食生活改善推進協議会

| 所管課 | 指摘事項 | 措置状況 |
|---|---|---|
| 市民生活部<br>健康推進課 | 令和２年度補助金交付決定額に誤りが見られた。実績報告書の確認には慎重を期し、要綱に基づいた決定をされたい。 | 補助額は、健康増進及び食育推進事業に必要となる経費の４分の３以内の額と定めており、令和２年度決算額1,303,646円に対する3/4以内の額は、977,735円である。1,000,000円を交付していたため、過払い分の22,265円を令和４年３月28日に登米市食生活改善推進員協議会より返還いただいた。<br>今後、慎重に要綱に基づき実績報告を受理し補助額を決定するよう努める。 |

### (4) 青少年のための登米市民会議

| 所管課 | 指摘事項 | 措置状況 |
|---|---|---|
| 教育委員会教育部<br>生涯学習課 | 当該年度後半に補助金の概算請求をしている支部が見られる。活動は年度を通じて行われていることから、活動に支障をきたすことがないよう、早期の請求書提出について指導されたい。 | 令和４年４月26日に開催した「令和４年度青少年のための登米市民会議第１回理事会」において、各支部選出の理事及び事務担当者（教育事務所職員）に対し、早期の交付申請手続きを行うよう、指導した。 |

## ３　公の施設の指定管理団体

### (2) 長沼ふるさと物産株式会社

| 所管課 | 指摘事項 | 措置状況 |
|---|---|---|
| 教育委員会教育部<br>生涯学習課 | 備品の購入に伴う事務手続きについて、仕様書に基づいた取り扱いとなるよう指導されたい。 | 長沼ふるさと物産株式会社に対し、令和４年４月６日に文書で通知するとともに口頭で指導し、令和４年４月11日付で同社より購入した備品について文書で報告があり、備品台帳へ登載した。<br>今後も協定書及び仕様書に基づいた事務処理をするよう、継続的に指導していく。 |